

## 会議録

会議の名称	第4回加東市教育振興基本計画策定委員会
開催日時	平成27年11月9日(月) 14時00分から14時55分まで
開催場所	社福祉センター 2階 レクリエーション室
<p>議長の氏名 (委員長 大島巧男)</p> <p>出席及び欠席委員の氏名</p> <p><b>【出席委員】</b> 11人</p> <p>大島巧男委員 土肥貴雄委員 松岡博文委員 眞海秀成委員 安原一樹委員  竹内守男委員 上月嘉和委員 南中輝代委員 安田誠委員 石田れい子委員  服部雅幸委員</p> <p><b>【欠席委員】</b> 2人</p> <p>吉川芳則委員 浅川るり委員</p>	
<p>説明のため出席した者の職氏名</p> <p>なし</p>	
<p>出席した事務局職員の氏名及びその職名</p> <p>教育長 藤本謙造  教育部長 堀内千稔</p> <p>教育総務課 課長 大橋博英  同 副課長 柴崎俊之  同 主幹 山本幸平</p> <p>学校給食センター 所長 山田修詩  学校教育課 課長 登光広  生涯学習課 課長 黒崎徳弘  人権教育課 課長 広西英二  中央図書館 館長 大橋正明</p>	
<p>議題、会議結果、会議の経過及び資料名</p> <p><b>【議題】</b>  議題等  第2期「加東市教育振興基本計画」素案について</p> <p><b>【会議結果】</b>  資料に基づき、審議しました。</p>	

## 【会議の経過】

### 1 開会

### 2 議題

#### 第2期「加東市教育振興基本計画」素案について

〔事務局説明（スケジュール及び素案第1～2章）〕

（委員）

5ページの図の成人期の「期」の色の色が違いますね。

（事務局）

前回の指摘により、成人期に直すということで、その修正分をあげておりますが、下線が抜けております。

（委員）

10ページの5行目から赤くなっている部分の一番下のところですけども、「これまでの価値観に合わせ新たな価値を創造できる能力を育成することも重要です」とありますが、たぶん今までの価値観、伝統を重んじたりとか、今までその知識をもとにして工夫改善するといったところだと思います。新たな価値観というのは、今までなかったようなものをさらに工夫改善して新たなものを開発していくということですね。それでいいと思いますが、よりわかりやすいように「合わせ」で一旦切って、並立するような形で書くほうがよりわかりやすい。

それから、11ページですが、(1)のうちで①の後のほうの「満足」及び「やや満足」が10%に程度になっておりますね。「やや満足」という言葉になっておりますが、後ろの表を見ましたら、「やや」でなく「まあ」と表現が変わっておりますね。12ページも同じような「やや」と。どちらか統一していたほうがいいと思います。14ページのところは、これでいいのですか。

（委員長）

今、御指摘いただいた部分については、「やや」というよりも「まあ」のほうに統一するほうがグラフと一致するということですね。

（事務局）

そうです。

（委員長）

これは、一致しましょう。

それから、10ページの赤字の部分は「価値観に合わせ」で一旦文章点を打って、それで次に続くというふうにしましょうか。区切りを入れるということにね。

（委員）

11ページですけども、赤字で「障がい」と平仮名にしたのは私も賛成なんですけど、あえてこの「がい」と平仮名を採用したということの意味を教えてくださいたいと思います。

（事務局）

後のほうでも説明しますが、「障害」という文言を全て平仮名で統一するために、「障がい」というような表現であらわしております。

（委員）

それは、統一するためということですね。

（事務局）

はい。

(委員)

その場合にはLDとかADHDというのは、たぶん2014年ごろには障害という言葉でなくて、学習障害は学習症、ADHDは注意欠如多動性障害ですけど、それは注意欠如多動症と統一しようということが出ていると思うんですが、そのことについての認識はありますか。障害という言葉は抜かして症という言葉に統一したと思うんです。

日本精神神経学会が2014年に出していると思うので、そのことについての認識は。

(事務局)

今、おっしゃっているのは学会ですね。私どもは、一応法規関係で統一すべきかと思っています。障害の場合、実は法律名はまだ漢字を使っています。ただ、加東市の計画では平仮名を使っているということで、ここは加東市のほうを尊重しました。今、委員から御意見が出ていますのは学会ですので、学会の認識はよくわかっておりますが、法律上の明記を基本は尊重したいと思います。兵庫県の基本計画もADHDと、そのままの使い方をしております。

(事務局)

「害」という漢字ですが、人権の基本計画をつくるときに委員の中で御審議いただいたということで記録が残っております。否定的、差別的な「害」という漢字を使うと、そういう意味があるのではないかということで、漢字もたくさん使われていますが、あえて皆さんの御意見を伺ってこの時点で「がい」という平仮名で人権の関係は統一しております。

(委員長)

平仮名にしてあるということ、それから委員のおっしゃった「症」というのは、加東でまだ流布していないということですね。

学校では、ADHD等について「症」というような言葉を使っていますか。

(委員)

「症」は使っていないですね。

(委員)

私たちの学童保育の中にも十数名、障害と言われる子どもたちがいるので、私たちの中では障害という言葉をあえて使わないように話し合っています。やはり「害」というものを使うと、どうしても症状が改善しないと思われるのではないかという配慮もありまして、あえて障害という言葉は使わないようにしています。西脇市の放課後クラブではそういう感じではしていますので、加東市はどうかなと思ってお尋ねしました。

(委員長)

ありがとうございました。情報として承りたいと思います。

ほか、御指摘いただく部分ありませんでしょうか。

(委員長)

それでは、次に第3章、お願いします。

#### 〔事務局説明（素案第3章）〕

(委員)

23ページの1の下2行、「学校教育における人間力の育成とはこの生きる力の理念と一致するもの」というところで、人間力の育成とは、この生きる力の育成と合致するもの、人間力とこの生きる力の理念は一致する。何かこのあたり、ちよっ

と微妙ですね。

(事務局)

委員の御指摘のとおり、生きる力の理念と合致するものだという場合は、生きる力を育むなどという体言止めにしなければいけなくなりますので、人間力の育成の「育成」を取らせていただきまして、人間力イコール生きる力という形にさせていただきます。よろしいでしょうか。

(委員長)

育成を抜きまして、学校教育における「人間力」とは、この「生きる力」の理念と合致するものです、というふうに変えとしましょう。

それでは、第3章はこの程度で、次へ進ませていただきます。

第4章お願いします。

#### [事務局説明 (素案第4章)]

(委員長)

最終章の説明が終わりました。

47ページの下括弧のすぐ上、赤で「流動化するよう」と直していただいています。固定化しないようにというふうな文言が、流動化するという表現でいいのかなと思いますが、どうですか。

(委員)

固定化という言葉はあまり好きではありませんし、流動化というのはいいのではないかとは思いますが、確かに、固定化のほうがわかりやすいとは思いますが。

(委員長)

でも固定化しないようにというのと流動化というのは、意味は一緒ですよ。

それでは、流動化というのをいかしませんか。

ほかに、ありませんでしょうか。

(委員)

33ページのところですが、基本方針で小中一貫教育を通してと、通してという表現になっていますね。これはたぶんこうだろうというふうには理解しているんですが、小中一貫教育というのは、特に一貫したより制度的な学校がなかったとしても、小学校、中学校の教科または特別活動であるとか、そういうようなものに関して一応つながりを意識しながらする教育と、そういう意味というふうに理解したんですけれども、そういうことなんですよ、これは。

この加東市の一貫教育、設備も含めての教育は33年からですか。

(委員長)

33年度。

(委員)

33年度からなんですよ。この振興計画は32年までなんですよ。だから、早い話がまだ学校ができてない中で小中一貫の教育というものを意識しながら進めていくと、そういうことで書いてあるんだらうというふうに思うわけですが。ですから、初めて見た人が頭の中こんがらがる可能性があります。だから、説明する場合、学校教育としての小中一貫校は33年からであるけれども、それに向けてのこの5年間の期間があると、これはあくまでも準備期間というふうなことが考えられていますので、そのためのいろんな取組みをしていると。

設置している学校は離れているけれども、完全な一貫校の組織がなっていないけれども活動の一部を意識しながら、つないだ形で継続的にやるんですよという、そういう期間だと。それを意識したこの表現だということですよ。

(事務局)

おっしゃるとおりで、実際の形としての小中一貫校は33年度開学を目指しておりますが、それまでに施設は離れていても分離型で小中一貫教育を進めていくという計画を持っておりますし、またそれぞれ中学校の先生が小学校に入って出前授業をしたり、既に今始めておりますので、そういった準備期間を含めて小中一貫教育を通して自立した子どもを育みたいという意思表示のあらわれだというふうに理解いただければと思います。

(委員)

実はそういうふうに思ったのは、25ページの基本方針を読んでいるときに、ちょっとその辺がすきっとしなかったんです。こういうふうないろいろな問題があるけれども、この問題を解決する一つの方策として小中一貫教育をいろいろと検討していく、その中で小中一貫校というものを最終的に加東市としては設置していくという、そういう流れだと思うんですが、そのことは力を入れて書いてあるんだけど、その下に書いてあるところとの整合性というか、そのあたりがちょっと見えにくかったということです。

いずれにしても、自立した子どもたちを育てていく、その観点からいえば、この基本方針の1であり、2であり、3であり、こういうようなものは当然小中一貫教育であろうがなかろうが関係なしに大事なことなんです。けれども、こういうふうな教育を小中一貫という流れの中で捉えて教育するとより効果が上がるだろうと、だからそういうふうな前提で今いろいろな課題もあるし、今のような教育に関しての効率という面での問題も考えた上で、小中一貫校のこういう面を活用しながら教育するんだという、そういうことだと思うんです。ちょっとそのあたり、わかりやすくなるのだったら、してもらったらいいなというふうに思いました。

それと、基本方針の一番後ろに、当然大事なことだと思うんですけども、教職員の過度な負担の軽減ということですね。これは働く者としては当然、過剰労働になるとかそういうようなことはないように、設置者側が当然考えないといけない問題であって、この学校教育の充実の中にこういう言葉をあえて入れる必要があるのかと。後ろのほうに教員の働く環境をどうするというのが書いてありますんで、そこにそれを書いておけば必要ないのではないかというふうに思います。一つの感想です、これは。

(委員長)

ありがとうございます。感想として受け取らせていただきますが、どうも先生方の中に小中一貫校を開校して、いよいよ教育を進めるとなると先生方が大変になるのではないかと、打ち合わせの時間であるとかそういうふうなことが大変になってくるのではないかとというふうな危惧もあったんです。でも、それは教職員として当然で、小中一貫校であろうがなかろうが先生方は努力していただくのは当たり前で、子どもたちのためにね、そういう考えで一方ではあるんです。それで、今、委員に御指摘いただいたように、ここに載せる必要があるかどうかということですけども。

(事務局)

学校教育の充実の中で、教職員の過度な負担の軽減というのは確かに委員がおっしゃるように違和感はありますが、私ども教育委員会としては、この文言を是非残したいと思っております。理由といたしましては、教員が一番気にしているのが、これまでの取組みを充実させることに加えて小中一貫教育で新たな取組みをすること、この二本の両輪で今、子どもたちが抱えている教育課題を解決しようと。しかし、新たな取組みのために今やっている片一方の車輪のほう、要は子どもと直接かかわっている時間であったりとか能力というのが、新たな片一方の車輪をつくる

ために片一方がお粗末になってしまう可能性があるということで、どちらもできる環境を整えてほしいということをおっしゃっています。私どももそうだなと思っております。5年後にいい学校を目指すために、今年、来年の教育ががたがたになってもいけませんので、こういったことで入れておきたいと思っています。教育行政としての努力義務というようなところを思っております。

以上です。

(委員)

そういうことであれば問題ないですけど。

ただ、教育委員会としては、言われなくてもそういう面の配慮は当然しないといけないですね。

(委員長)

ひとまず第4章までは、終わりましたが、御意見がありましたらよろしくお願い申し上げます。

(委員)

52ページの基本方向(2)ですけれども、ここの目指す方向で、「社会における制度・慣行の見直しを」というふうにさらっと書いてあるんですが、ただ、この文言は、伝統行事や伝統的なものとの兼ね合いを問われたときに、例えば宗教的なものを含めて社会慣習的に、例えば女人禁制とかですね、このへんで指摘されたり、実際にあるんですよ。文言に盛り込むと、書いたのに「していない」という突き上げが市民団体から出たので、あまり「制度・慣行の見直しを図り」と強く言う。

例えば、加東市内で、伝統的な現代の感覚とは違う歴史性を根ざしたものを全て見直すというようなところを、そういう人はいないとは思いますが、もしおられたりしたときに文言が出ると大丈夫かなと。

一般論的にといいますか、そんなに深く考えなければ、従来から不都合だと思われていたことが変わってきたりということは別にそんなに違和感はないんですが、ただ行政文書でこういうことをうたうと、それを根拠に指摘されているところが結構ありますので。

(事務局)

こちらの文言につきましては、平成25年度に第2次男女共同参画プランの見直しで策定委員に御審議いただきまして、作成したのをそのまま転記しておりますが、今日の御意見を、近々、男女共同参画市民会議ということで、策定委員とか、あと公募とかという形をとらせていただいて、いろんな方に入っていただいて、もう一度審議いただきます。進捗状況とか変更すべきところがあるかどうかということをもた御審議いただきますので、その場で今日の御意見について、今後変えるべきかどうかということをも、また検討させていただきたいと思っております。

(委員長)

皆様方、御意見は出尽くしたでしょうか。今後、最初に事務局が説明してくれましたように、パブリックコメントを12月に集めて、第5回にいよいよ原案ができて上がるということなんですが、今日のところはこの説明で納得いただきましたでしょうか。

(委員)

目次のところで括弧を書いていた分で、括弧が残っているように思うんです。括弧閉じるは切っていただいたらと思います。

(委員)

20ページの豊かな人権感覚というのを聞いたときに、正直言って人権感覚ということがよくわからなかったんです。

感覚というのは、例えば人間が一番最初に感じる直接的な感じだと思うんです。

本当に意識して自分の言動を常に意識しないと、本当の意味で人権というのは自分のものとして考えられないんじゃないかと私は思っているので、人権感覚を養えば養うほど人権というものをすごく深く捉えてくるようになると思うんです。この文字を見ると豊かな人権教育とか啓発になって初めて人権感覚が養われるんじゃないかなというのが、私の中では少しあるので、その言葉自体はちょっと私の中では腑に落ちない言葉としてここは残るんです。

やはり人間が先に感じるこの感覚というのは、無意識のうちに出る言葉とか本当に肌で感じたものですから、それは人権を考えたときに、自分の思っていることを正直にこの場は言葉として言っているのかと自分自身が考えて初めて人権は自分の中でいきていくのではないかなと思います。先に豊かな人権感覚を培うというところが私の中では腑に落ちない部分ではあるので、そこを教えてください。

(事務局)

一応、国では、知識と感性、この2つ、あくまでも学習していただいて人権を捉えていただく。もう一つは、心でもないんですけども、感性的に、最近私がちょっと興味を持っていますのは、神戸大学の鈴木名誉教授が絶対人権感覚という、3歳から5歳までの幼児期に学んでいただくと、そういったものは一生その感性として人を差別しないとか、そういうようなことをうたわれているところがあります。これも参考にさせていただいているんですが、感覚、感性として捉えるものと、あとは知識として一生学んでいく知識としてと、この2つで人権の尊重ができるんじゃないかと、これは国のいろいろな計画書にも載っております。先ほどの絶対人権感覚という資料を人権啓発協会が出した分がありますので、またそちらのほうを御提供させていただいて補足させていただきたいと思います。

(委員)

ここはこれでいいと思います。さまざまな人権教育や人権啓発を通じて結果として豊かな人権感覚が培われる。いろんな市町でも使っています。端的な言葉として私は非常にわかりやすい。

というのは、結構目的を先に出しているんです、何を指すかということ。この文言はそのままのほうがいいと思います。

(委員長)

ほか、ないでしょうか。

それでは、皆様方の意見はほとんど出尽くしたように思いますし、いろいろ案も出していただいたことについて御感想もいただきました。大体、よろしいですか、協議が終わった感じがいたしますけれども。第1の素案についてという部分はこの程度でよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

(委員長)

それでは、次に進みます。

その他という項目があります、3番の議題で。事務局、何かありますか。

〔事務局説明（パブリックコメント）〕

(委員長)

その他は、ないですか。

それでは、一応議題は以上で閉じさせていただきます。

### 3 閉 会

【資料名】

第2期「加東市教育振興基本計画」素案

平成27年12月21日

委員長 大 島 巧 男